

## 報告書中における「有料老人ホーム入居契約書（協会モデル）」の表記について

報告書発行後の「有料老人ホーム入居契約書（協会モデル）」における改訂事項について、以下にご案内いたします。本入居契約書（協会モデル）を使用する場合は、ホームの実状に応じ、対応についてご判断をお願いいたします。

### ①一時金の償却期間の始期について

民法の規定に基づく期間計算（起算日）は、原則として、期間の初日は算入しない※ことから、償却期間の開始始期が入居日の翌日になります。その旨を追加した内容を下記に示します。

※午前0時ちょうどに入居する場合は、入居日が起算日となる。

### 入居一時金償却期間の始期（償却起算日）（表題（6）入居一時金・加算入居一時金：P112）

報告書	平成〇〇年〇〇月〇〇日（入居した日）の翌日から起算します。 （入居者が2人いる場合の加算入居金の起算日を別に定める場合） 加算入居一時金につき、平成〇〇年〇〇月〇〇日（入居日）
文言改訂後	平成〇〇年〇〇月〇〇日（ <b>入居日</b> ）の翌日から起算します。 （入居者が2人いる場合の加算入居金の起算日を別に定める場合） 加算入居一時金につき、平成〇〇年〇〇月〇〇日（入居日） <b>の翌日から起算します。</b>

\* 表題部(6) 介護保険給付対象外一時金：介護等一時金に係る負担期間の始期（起算日）（P114）も同様の改訂となる。

\* 「入居した日」と「入居日」の文言の統一を行った。

### ②償却期間内における一時金の返還式

老人福祉法施行規則の厚生労働省作成式に基づき、一時金の返還式を改訂した内容を下記に示します。

### 返還金の算定方法（表題（6）入居一時金・加算入居一時金：P113）

報告書	基本入居一時金分×償却部分の額の比率（一時金の〇〇%）×（〇〇〇月－経過月数）/〇〇〇月
文言改訂後	基本入居一時金×償却部分の額の比率（一時金の〇〇%） <b>÷（入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数）×（契約終了日から償却期間満了日までの実日数）</b>

\* 表題部(6) 介護保険給付対象外一時金：返還金の算定方法（P115）・第34条 一時金の償却方法及び返還金の算出方法（P127～P128）中の一時金の返還金の算定方法も同様の改訂となる。

※上記改訂事項とその後の修正内容、解説等を含めました「有料老人ホーム入居契約書（協会モデル）」の販売用につきましては、「出版図書のご案内」をご確認いただけますようお願いいたします。